

令和5年1月19日

林弘法律事務所  
弁護士 山中理司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について (意思確認)  
標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和5年1月26日 (木)  
までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付  
令和4年12月22日 (木)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付  
令和4年12月26日 (月)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 (令和4年11月28日法律第90号) に関する以下の書類
  - ①各省協議における質問及び回答
  - ②国会答弁資料
  - ③法律案審議録
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
  - (1) 行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3①のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、請求趣旨に該当すると思われる行政文書を保有していません (本法律について法令協議を行っていないため)。

このまま開示請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。
  - (2) 行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3②のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、請求趣旨に該当すると思われる行政文書として以下の行政文書を保有しております。

**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 (令和4年11月28日法律第90号) に関する国会答弁資料**
  - (3) 行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3③

のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、請求趣旨に該当すると思われる行政文書として以下の行政文書を保有しております。

**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和４年１１月２８日法律第９０号）に関する法律案審議録**

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記４（１）（不開示決定が見込まれます。）、（２）及び（３）の行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は１件（上記４（１）、（２）及び（３）で１件）、開示請求手数料は３００円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙９００円分を受領していますので、過納付分についてはおって返戻いたします。